

## 規格基準の事前意図公告

〔この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条及び附属書Bの5（a）並びに貿易の技術的障害に関する協定第2条9.1に基づくものです。〕

食品、添加物等の規格基準及び乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）及び乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

### 記

#### 1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）及び乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の一部改正

#### 2 対象

乳及び乳製品の器具・容器包装

#### 3 趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要性があることから、乳及び乳製品の器具・容器包装の規格基準の一部を改正する。

#### 4 施行予定日

2020年夏頃に施行予定

#### 5 照会先

厚生労働省医薬・生活衛生局 食品基準審査課  
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
TEL 03-5253-1111 内線 2487  
FAX 03-3501-4868

#### 6 意見提出期限

WTO事務局から配付された後60日間